

平成20年度施政方針

〈3月4日 第1回笠間市議会定例会より〉

平成20年度予算並びにその他の議案を提出するに当たり、市政運営の基本方針と主要な施策の概要を申し述べ、議員各位をはじめ市民の皆様のご理解をお願い申し上げます。

地方分権や市町村合併の進展により、まちづくりや福祉など住民に身近な分野の行政サービスは、基礎的自治体である市町村が、主体的に地域の実情に応じたサービスを提供していくことが求められております。

笠間市においても、自主的・自立的なまちづくりに取り組み、住民サービスの向上を図るため、今まで県の権限であった土地利用や福祉関係等の事務を包括的に移譲する「まちづくり特例市」の制度を、平成20年度から21年度にかけて、2か年にわたり段階的に受け入れることといたしました。

また、行財政改革の一環として、行政運営の効率化、市民サービスの向上を図るため、これまでも観光施設やスポーツ施設等について、積極的かつ計画的に民間委託や指定管理者制度の活用を進めてまいりましたが、今後も積極的な導入を検討してまいります。

昨年の4月に新市として初めての総合計画を策定し、計画のもと各種事業を展開してまいりました。新年度は、重要事業事業を含む3か年実施計画を定めましたので、この実施計画に基づき、『住みよいまち 訪れてよいまち 笠間』くみんなどで創る文化交流都市を目標として、合併後の新市の一体感の醸成に努めながら、まちづくりに取り組んでまいります。中でも、企業誘致と少子化対策に一層力を入れてまいりたいと考えております。

企業誘致に関しましては、茨城中央工業団地（笠間地区）にイオン進出が決定されたことは、新たな雇用の創出と地域活性化につながるものと期待しています。地元としての課題である中小事業者への支援に関しましては、県とともに取り組んでまいります。

また一方で、雇用の場の確保は、本市にとりまして活力あるまちづくりを進める上で重要な課題であり、企業誘致の一層の推進が必要であると考えております。その体制づくりとして、企画政策課に企業誘致推

進室を新たに設置いたします。

少子化対策に関しましては、全国的な傾向として、少子化による人口減少が続いております。本市においても、昨年一年間で約340人の人口が減少しております。この減少に歯止めをかけ、若者を中心とした人口の定住化を図り、魅力ある笠間市とするため、少子化対策を重要事業に位置付け、保育料の軽減事業、地域子育て支援拠点事業、マル福自己負担助成事業、不妊治療助成事業、妊婦検診推進事業、出会い創出事業などを推進してまいります。

また、企業誘致推進室の設置と合わせて、本年4月に組織機構の一部見直しを行い、都市計画法に規定する開発行為の許可等の事務のため、都市計画課に開発指導グループを置き、生活保護業務の充実を図るため、社会福祉課に保護グループを置きます。より一層の市民サービスに努めてまいります。

道路特定財源の暫定税率につきましては、「文化交流都市」の実現には維持が必要であります。仮に暫定税率が廃止されると、本市においては3億円余の歳入減となり、さらに国の補助金等も削減されることを考慮すると、道路建設に関する財源は現在の約半分に落ち込むと想定されます。さらに、国・県においても大幅な減収となることから、国・県道をはじめ本市の道路整備は多大な影響を受けることとなります。道路特定財源の暫定税率維持は、本市のまちづくりにとって必要不可欠でありますので、今後も引き続き市議会とともに国等へ働きかけてまいります。

主要な施策の概要（抜粋）

1. 広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり

【土地利用・都市基盤】

本市の目指すべき都市像や都市計画の基本的な指針となる「都市計画マスタープラン」を策定するため、平成20年度に、地域別懇談会の開催を予定しています。

また、本市の恵まれた広域交通基盤を生かしたまちづくりを推進するため、笠間駅から稲荷神社までの歩道のグレードアップを図り、友部駅や岩間駅周辺において、「まちづくり交付金事業」を活用した都市基盤の整備を推進していきます。

友部駅周辺では、南口駅前広場の拡張工事や都市計画道路の友部駅北線の供用、県道杉崎友部線の歩道整備などを行うほか、南口の市街地活性化に向けて関係住民との勉強会等を通じて具体的な振興策の検討をしていきます。

岩間駅周辺では、橋上駅舎と東西自由通路の実施設計を行うほか、都市計画道路の駅東大通り線と日吉町古市線の用地取得を行い、一部工事に着手する予定です。また、岩間駅東口約3ヘクタールの土地利用の転換と良好な市街地形成を目的とした土地区画整理事業の実施に向け、事業計画書の策定作業を進めていきます。

高速道路の整備については、北関東自

動車道の友部～笠間西インターチェンジまでの約9・1キロメートル区間が供用を開始しました。また、4月12日には桜川筑西インターチェンジまでの約8・9キロメートル区間が開通を予定しており、東北自動車道までの早期開通が期待されています。

国・県道の整備については、国道50号金井地区から才木地区までの約300メートル区間の4車線化、国道355号笠間地区の片庭川に架かる石井橋や主要地方道宇都宮笠間線の涸沼川に架かる笠間大橋の架替工事の早期完成を目指して事業を推進していきます。また、六戸小学校北側の大洗友部線と1級（友）13号線との交差点についても平成20年度内に改良して安全な歩道を確保していきます。

幹線道路の整備については、笠間地区市街地と友部地区市街地、友部駅北口などを結ぶ新設道路（仮）南友部平町線のほか11路線の早期完成を目指し、合併特例債を活用して整備していきます。友部地区と岩間地区を結ぶ市道（友）1級12号線の涸沼川に架かる大古山橋が20年度当初に完成する予定になっています。

生活道路の整備については、各区長からの要望も多くあるため、交通危険箇所や緊急車両の通行不能箇所など緊急性の高い路線を優先して整備し、安全安心なまちづくりを推進していきます。

また、県内では路線バスの廃止傾向に歯止めがかからず、公共交通の空白地域も増加傾向にあるため、全県的な研究・取組みを行っています。市民ニーズに応じた利便性の高い公共交通網を目指して、市内全域を対象にした「デマンドタク



運行を開始した「デマンドタクシーかさま」



平成19年11月に開通した北関東自動車道 笠間西～友部インターチェンジ区間

タクシーかさま」の運行を2月20日に開始しました。今後も利用者増加のための広報活動を行うとともに、サービスの充実を図っていきます。

2. 多彩な交流で飛躍する活力ある 産業のまちづくり 【産業】

企業誘致については、企業立地促進法を活用し、茨城中央工業団地（笠間地区）の未利用地等について茨城県と連携して推進していくほか、専門部署として企業誘致推進室を設置し、本市の魅力をPRしながら優良企業の誘致に努めていきます。既存企業についても、事業拡大等の支援を行い、行政と企業の交流活動を積極的に行っていきます。

商業の振興については、市民や学生と周遊マップを作成し、市街地活性化を進めていきます。また、各商工会が開催する「ふるさと友部まつり」と「いわま商工まつり」を引き続き支援していきます。現在協議中の商工会の合併については、茨城県商工会連合会と協力し、平成21年4月の合併に向けて促進していきます。稲田みかげ石の振興については、公共事業への利活用や、「いばらきストーンフェスティバル」、「いなだストーンエキシビジョン」などを通して、ブランド化に向けた取り組みを行っていきます。

国の伝統工芸である笠間焼については、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」による第四次地域振興計画に基づき、公共事業への利用推進を図るとともに、「陶炎祭」や「匠のまつり」を中心とした多彩なイベントや、首都圏でのPRを通して、需要と販路の拡大を支援していきます。また、地域資源活性化法を活用し、ユニバーサルデザインを基本とした「人にやさしい器」の開発など、笠間焼の新たな可能性について支援してい

きます。本年11月に開催される国民文化祭においても、稲田みかげ石・笠間焼のすばらしさを全国に発信していきます。

本市では、「イベント型観光」から、年間を通じて観光客を誘致する「通年型観光」を目指していますが、本年4月から、「観光推進マネージャー」として民間大手旅行会社の人材を受け入れ、観光プログラムの開発、人材の育成、商品開発や地産地消の創出を図っていきます。

観光PRの充実については、北関東自動車道の全線開通や茨城空港の開港を見据え、県及び広域観光協議会、観光協会と協力し、首都圏及び北関東自動車道沿線の栃木・群馬方面へのPR事業を強化していきます。また、国際化する観光に対応するため、3か国語の観光パンフレットを作成するなどして外国人観光客に対する情報提供を行っていきます。

観光拠点の充実については、愛宕山周辺や北山公園などの地域資源の活性化や桜の植栽等について、地域関係団体と調整を図っていきます。佐白山周辺については、トイレや休息施設などの整備を進め、地域資源の活用を高めながら利用者へのサービスの向上に努めていきます。

イベントの充実については、「第101回笠間の菊まつり」、今年本県で開催される「国民文化祭」、忠臣蔵ゆかりの全国の自治体が参集して本市で開催される「全国忠臣蔵サミット」を視野に入れて取り組んでいきます。

食の問題については、食品の偽装表示や農薬入り冷凍餃子などが大きな社会問題となる中、生産者・消費者・加工業者などと連携を図り、消費者ニーズにあっ

た農作物の選定や栽培技術を導入し、エコ農業の推進、農産物のブランド化、販路拡大のための農産物振興事業を展開していきます。また、農業改良普及センターなどと連携し、農業の適正使用の普及・PRを行っていきます。

農林業の振興については、「農林業振興基本計画」に基づき、笠間の自然との共生によって支える持続性の高い農林業の展開を平成20年度からスタートさせ、その重点事業として、現在旧市町ごとの計画となっている農業振興地域整備計画を一本化するための見直しを行います。

792ヘクタールに上る耕作放棄地については、年次計画を立て、遊休農地活性化緊急対策事業を実施していきます。

グリーンツーリズム推進の重点事業として、愛宕山周辺地域の農産物や自然、史跡等を生かした都市と農村の交流事業を図るとともに、「あたご観光農業振興協議会」と連携して、愛宕山周辺地域観光農業を推進していきます。

基盤整備については、友部土地改良区396ヘクタールの施設の再整備について、県営土地改良事業の経営体育成基盤整備事業として平成22年度採択を予定しています。また、友部小原地区の現地調査や施設計画の調査を実施するとともに、友部中央地区の事業意向調査を行い、農業農村活性化計画を策定していきます。

農業環境の保全対策については、平成19年度から5年間で農地・水・環境保全事業を実施していますが、20年度に新たに笠間地区の福原及び来栖・南吉原地区の2地区を加え、全体で8地区、334ヘクタールについて取り組んでいきます。

3. 共に支えあい、健やかに暮らす 【健康・福祉】

地域の健康づくりについては、生活習慣病の予防対策として、40歳から64歳までの方を対象に健康体操を実施し、市民の健康意識の高揚と健康増進を図っていきます。具体的には、各保健センターを活用し、健康運動指導士を中心に、筋力トレーニング、ストレッチ、ウォーキングを取り入れた健康体操を年3回、3か月ごとに週1回実施していきます。

福祉の推進については、その指針となる「地域福祉計画」を平成19年度に策定しました。また、笠間市社会福祉協議会でも、この計画を基本に平成20年度「地域福祉活動計画」を策定して利用者中心の福祉サービスに取り組み、地域コミュニティ社会の構築に努めていきます。

障害福祉については、「支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念として、障害者自立支援法・障害者計画・第1期障害福祉計画に基づき、一人ひとりに合ったサービスを受け、利用者自らサービスを選択し、安心して暮らせる社会の実現を目指していきます。また、地域の特性や利用状況に応じた地域生活支援事業を実施していきます。さらに平成20年度は、障害者地域自立支援協議会を新設し、相談支援事業をはじめ、障害に関する市民の啓発、障害を支えるネットワークの構築、関係機関の連携強化を図るシステムづくりを推進していきます。

本市の生活保護は県内で4番目に高い保護率であり、今後も生活保護法にのっとり、適正な法施行に努めていきます。

高齢者福祉については、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成21年度～23年度）の策定に取り組んでいきます。高齢者の生きがい対策、介護予防・生活支援事業、一人暮らし高齢者の見守り事業、健康づくり事業などの推進をはじめ、介護サービスの充実とサービスの質の向上を目指していきます。また、75歳以上の方すべてが加入する後期高齢者医療制度や、40歳から74歳の方を対象とした特定健康診断や特定保健指導が本年4月からスタートします。市民の皆さんの周知と理解を図りながら、スムーズな運営に努めていきます。

家庭児童相談所については、児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）などの相談件数が増加していることから、相談員を2人から3人に増員するとともに、笠間支所内に家庭児童相談所を新設し、相談体制の充実強化に努めます。なお、児童虐待の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会との連携強化を引き続き図っていきます。

少子化の対策については、国において次世代育成支援対策推進法を制定し、多くの取組みがなされていますが、本市においても少子化は深刻な問題であり、平成14年度の出生数744人に対し、18年度は641人と、103人減少しています。平成19年度に次世代育成支援行動計画（かさまっ子プラン）を策定し、幅広い支援対策を全庁挙げて推進しています。20年度の重点事業の一つ目として、妊娠中の費用負担を軽減し、合わせて健康診査費用の補助回数を2回から5回に拡大します。二つ目として、不妊治療を

受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、1回の治療につき、体外受精は5万円を限度、顕微授精は10万円を限度に、1年度当たり2回を限度として通算2年間の補助を行います。三つ目として、医療福祉費受給者と介護保険施設等入所者の是正を図るため、少子化対策の一環として、妊産婦・乳幼児の入院時の食事代の自己負担額を、引き続き市が全額補助します。四つ目として、放課後児童クラブについては、南小児童クラブへの入所希望が増加しているため、学校の敷内に新たなクラブ室を建設して、定員を増加し、待機児童の解消を図っていきます。笠間小児童クラブについては、20年度に民間法人へ運営業務を委託し、民間の利点を生かした多様な事業運営を図っていきます。五つ目として、地域における子育て支援の基盤となる「子育て支援センター」を岩間支所内に設置し、「地域子育て支援拠点事業」を推進していきます。また、20年度に「子育て支援ガイドブック（仮称▽かさまっ子）」を作成・配布していきます。六つ目として、少子化対策として保育料を軽減し、統一しました。その結果、県内では3番目に軽減された市となります。なお、保育所の環境整備を図り、各種の保育サービスを推進していきます。七つ目として、結婚を希望する若者の出会い創出を支援する事業を新たに行い、市内の団体が行う出会いの交流会の経費に対し、10万円を限度に補助していきます。また、「いばらき出会いサポートセンター」への入会を助成し、市内の企業・団体と連携しながら、出会いの場づくりを推進していきます。

4. 自然と共生した安全でやさしい のあるまちづくり【生活環境】

水道事業については、平成20年度も旧市町の3事業会計で経営していきますが、22年度の3事業会計の統一に向けた「水道事業基本計画」を基に、新たに国に認可申請を行っていきます。また、鉛製給水管布設替事業については、友部地区の一部を除いた全地域の使用箇所の調査を行い、平成20年度から24年度までの5か年で布設替工事を行っていきます。

工業用水道事業については、岩間工業団地内の企業3社に供給していますが、今後も安定供給に努めていきます。

下水道事業は、市民の快適な生活と自然環境を守るために欠かすことのできない施設です。本市の公共下水道全体計画面積2,813ヘクタールのうち、平成18年度末現在、1,157ヘクタールが供用を開始しています。このうち水洗化率は約74パーセントですが、排水設備を行っていない方々には、速やかに接続されるよう推進していきます。平成20年度工事は、管渠布設工事のほか、19年度からの継続事業で実施している浄化センター等の増設工事を行います。

農業集落排水事業については、新規採択区域として国に要望している友部北部地区の全体実施設計を行います。

浄化槽設置整備事業については、森林湖沼環境税により20年度から制度が改正され、霞ヶ浦流域に加え、湖沼流域も高度処理浄化槽の設置が義務化されました。市民の負担が増えないよう、県補助金等を上乗せして推進していきます。

消防施設の整備については、平成20年度は、老朽化が進んでいる消防本部の通信指令施設システムの部分更新を行い、消防・救急・救助体制の強化と充実に努めていきます。また、老朽化と狭隘で不便をきたしている消防団詰所兼機械器具置場については、老朽化の激しいものから順次計画的に建設していきます。さらに、平成19年度に策定した地域防災計画に基づき、市内を5ブロックに分けて年次計画で防災訓練を実施することとし、笠間東部地区の市民や児童を対象に笠間小学校で実施するほか、非常時に備えた食料等の備蓄も計画的に進めていきます。なお、区長等の協力をいただきながら、自主防災組織の設立を促進していきます。

平成19年度に策定する環境基本計画を基に、市民・事業者・民間団体・市が協働して計画を推進していくための重点事業を定めて取り組んでいきます。合わせて、地球温暖化対策率先実行計画を定め、市役所も一事業所として、職員が率先して環境負荷の低減に取り組んでいきます。「エコフロンティアかさま」については、地元の振興を図るための環境保全対策等の締結に向け、引き続き、誠意を持って住民の皆様との合意形成に努めるとともに、安心・安全を第一に考えた管理運営を促進していきます。

5. 人が輝き、豊かな文化を創造・ 発信するまちづくり【教育・文化】

近年、学校のあり方や地域社会における学校への期待、学校像などが大きく変

わってきています。岩間中学校の整備については、多様な学習形態に対応できる多目的空間を計画しており、地域住民が積極的に利用できる地域開放スペースをつくるなど、地域交流の場としての整備をしていきます。平成20・21年度の2か年計画とし、20年度は既存プールの解体工事と改築工事の一部を行っていきます。

A L T（外国語指導助手）事業は、小中学校に外国人指導助手を派遣するもので、小学校で年間10数時間の外国語活動を、中学校で年間25時間から30時間の英語授業を行っています。平成20年度は、市独自に小学校1校をモデル校に指定し、年間35時間の英語授業を行います。

放課後子ども教室は、学校と地域の支援を得て、放課後に子どもが安心して活動できる場を確保するもので、平成19年度は東小学校に設置しましたが、20年度は新たに2校に設置することで調整を行っています。

本年11月1日から9日までの十日間、茨城県内の28市町村で「国民文化祭」が開催され、12の文化圏で広域文化交流事業が行われます。全国から様々な分野の文化活動を行っている人々が集う国内最大の文化・芸術の祭典で、笠間市では、「笠間・炎の祭典」及び「ストーン文化フェスティバル」として開催します。

「クールシユヴェール国際音楽アカデミーinかさま」では、世界最高峰の教授陣によるレッスンと講師コンサート、街角コンサートなどが行われ、期間中、まち全体が音楽で彩られます。「文化交流都市」を目指して、本アカデミーを機軸とした音楽文化の振興を図っていきます。

6. 人と地域、絆（きずな）を大切に にした元気なまちづくり

【自治・協働】

まちづくり市民活動については、市民活動や地域のコミュニティ活動を支援する「まちづくり市民活動助成制度」の充実と「公用車貸出制度」の推進を行うとともに、協働のまちづくりをさらに推進するために、「協働のまちづくり市民会議」を新たに設置します。同市民会議では、協働の定義づけ、地域コミュニティの活動指針、市民活動を促進するための指針を策定するとともに、協働のまちづくりを推進するための条例化の必要性について約2年をかけて検討していきます。

また、市内には県の認証を受けた11のNPO法人が活動していますが、市内の市民活動団体に対して研修会等を開催し、NPO法人化を推進するとともに、NPO法人の専門的知識を生かした行政との協働事業を推進していきます。

男女共同参画社会を実現するため、ワーク・ライフ・バランスの推進、地域活動の活性化と多様化、市民への男女共同参画意識の浸透を推進していきます。また、平成19年度に引き続き、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業者を認定し、広く紹介することにより、市民及び事業者における男女共同参画の普及を図っていきます。

国際交流については、幅広い取組み、外国人が住みやすい環境づくり、国際化に的確に対応できるまちづくりを進めるための協議を引き続き行っていきます。合併後、笠間支所及び岩間支所庁舎に

空きスペースが生じていますが、岩間支所庁舎は築年数が浅く、建設的・設備的にも比較的新しいことから、その有効活用方策について、利活用検討委員会や利用者される皆様の意見、市民アンケート調査などを踏まえて総合的に検討してきました。その結果、支所機能のほかに、図書館、公民館、子育て支援センター、ボランティアセンターの機能を加えた複合施設として活用することとし、そのための改修・整備事業を実施していきます。

市民サービスを推進していくため、公平・公正かつ確実な税徴収確保は、市政の根幹をなすものです。このため、税負担の公平性を確保する観点から、差押え等の滞納処分を一層強化していきます。さらに、水戸県税事務所との共同滞納整理や茨城租税債権管理機構への事業移管等、他機関との連携を深め、悪質な滞納者に対しては厳しい対応をしていきます。また、税の納付機会を拡大するため、本年4月から、新たにコンビニ収納を実施し、より市民の利便性を高め、徴収率の向上を図っていきます。

行政に対する市民の要望に応え続けていくためには、職員の能力の向上（人材育成）が欠かせないものであり、公務員の第一義的目的である「全体の奉仕者」と「住民福祉の増進」を再認識し、最小の経費で最大の効果を上げられる職員の能力開発を今まで以上に図っていく必要があります。そのため、平成19年度から実施してきた「人事評価制度」の一層の充実を目指すとともに、研修を通して市民に信頼される職員の育成に努めていきます。また、多様化する行政課題に柔軟

かつ的確に対応できるよう、民間企業との人事交流も進めていきます。さらに、市民による窓口サービスアンケート調査を実施し、必要な部分を改善しながら市民サービスの向上を目指していきます。

定員管理の基本的な指針である「笠間市定員適正化計画」に基づき、5年間で職員を68人削減し、目標の平成22年4月1日の職員数780人の達成を図るため、引き続き、事務事業の効率化と適正な人員配置に努めていきます。

最後になりましたが、財政状況が大変厳しい中、総合計画に照らし合わせ、施策事業を定めてきました。今後はさらなる行政改革を行い、市民に親しまれる行政サービスを進めていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

笠間市長
山口伸樹

新・副市長が決まりました



渡邊 千明 (49歳)
茨城町在住

経歴 昭和56年茨城県庁に入庁し、長年にわたり県発展のために尽力。4月1日付けで、笠間市副市長に就任。